

令和6年 5月号

今市警察署
0288-23-0110
大沢駐在所
0288-26-0035

大沢NEWS



自転車の安全で適正な利用の促進について

栃木県内では、令和5年中自転車に関する事故は人身事故の約4分の1を占め、自転車側にも何らかの法令違反がある場合もあります。自転車に関する事故の当事者は、**高齢者が最も多く**、次いで高校生であり、高齢者と高校生で過半数を占めています。

事故類型別では、自己転倒などの**単独**が最も多く、次いで**出会い頭**、**右左折時の事故**となっています。

自転車に乗るときの基本ルール

「**自転車安全利用五則**」
を守り、安全に利用しましょう。

自転車乗車中の交通事故で亡くなった方の約半数は、頭部に**致命傷**を負っています。

また、致死率は、非着用が着用に比べて**約2.4倍**高くなっています。

自分の命を守るためにも、自転車を利用する全ての方は、**ヘルメットを着用**しましょう。

～ 自転車運転者講習について ～

自転車運転中に危険行為を繰り返す（3年間に2回）と自転車運転者講習の対象となります。

講習の対象となり受講命令に従わなかった場合、5万円以下の罰金となります。

自転車を運転する際のルールを遵守し、交通事故を防止しましょう。

自転車運転者講習の対象となる危険行為



自転車に乗るときの基本ルール

自転車安全利用五則

- 1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先
- 2 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- 3 夜間はライトを点灯
- 4 飲酒運転は禁止
- 5 ヘルメットを着用

☆ 自転車に乗るときはヘルメットをかぶろう！ ☆